

6 . 石綿ばく露歴調査・資料集

- (1) 石綿ばく露歴調査とは
- (2) 石綿濃度とばく露量の判断
- (3) 石綿製品の歴史
- (4) 石綿ばく露の可能性のある産業と作業(暫定版)
- (5) 労災認定事例
- (6) 文献集
- (7) 石綿関連事業場等(一覽)
- (8) 参集委員

(1) 石綿ばく露歴調査とは

石綿ばく露歴の調査は、職歴調査のベテランでも困難な一つとされていますが、その理由は大きく3つあります。

第1に石綿製品は最盛期には約3000種類以上もあり、石綿製品のすべてに通じた人が日本全体でもいない現状であるからです。石綿関連製品製造にたずさわった者でも、見たことがない石綿製品が数多くあります。また、本人が石綿製品の製造側ではなく、使用する側の場合、特に直接は石綿製品を扱わない他部署の職員の場合、どの製品に石綿が含有されているかを本人が知らない場合が多いのです。造船所や建築現場の労働者で石綿関連疾患を発症した本人が、「石綿製品は使っていません。石綿を吸うことはありません。」と石綿吸入を否定することがしばしば見られてきました。石綿ばく露歴調査者は、本人以上に過去の石綿製品に詳しいことが必要となり、これ自体簡単なことではありません。

日本でも石綿関連作業であると一般的には知られていない作業はいくつかあり、石綿関連疾患の専門家ですら相談者から製品や作業を教えてもらい、初めて知ることがしばしばあります。今回の手引に分量の関係から記載できなかった作業の写真や論文等も複数あります。石綿ばく露歴調査者は、相談者に学ぶ姿勢を持ちながら、相談者が石綿製品を知らない可能性も配慮しつつ、石綿関連作業や石綿製品に十分詳しくなる姿勢が求められます。

第2に、石綿繊維は目に見えず、長い時間浮遊し、遠くまで拡散しやすく、落下後も再飛散する性質があるため、本人が全く注意を払っていないような場所で吸入していることがしばしばあります。石綿ばく露歴調査者は、石綿繊維が発生している作業場所からの距離と濃度に関する知識を持ち、飛散した濃度についてすべてが測定されているわけではないが、どのあたりまで飛散した可能性があるか、石綿濃度はどの程度であったか推定しながら聴き取ることもしばしば必要となります。

第3に、職業性ばく露、家庭内ばく露、環境ばく露（土壌、工場、建物、その他）等の複合した要因について、石綿ばく露歴調査者は、どの要因がばく露の程度が大きいか考え、重みをつけながら聴き取る必要があります。単独のばく露と考えるためには、他のばく露の十分な否定が必要ですが、本人の記憶が曖昧であったり、本人が石綿についての知識がなかったりという理由により、実際には大変不十分な聴取りしか行えない場合が多いです。ばく露には各要因が相互に関連していることもあり、まさに石綿ばく露歴調査者の聴取り能力が問われるところでもあります。

詳細な聴取りは、通常石綿（製品）に注目して行われることが多いのですが、その結果石綿ばく露が不明の場合は石綿含有物を使用する作業に注意しながら聴取すると、ばく露歴が判明することがしばしばあります。なお石綿と異なる鉱物であるエリオナイト（繊維状ゼオライトの一種）が、トルコで中皮腫を起こすことが知られており、必要に応じ聴取りを御追加ください。

石綿ばく露歴の調査は、諸外国の中には中皮腫登録制度の中で、十分な聴取り役の教育を受けた複数の専門員と、統括する専門産業医が実施しているところもあります。特にイタリアでは、主治医の聴き取った内容が不十分な場合に、中皮腫登録制度の専属調査者が患者本人に対してばく露歴の聴取り調査を実施することがある点が優れています。我が国ではこのような制度は確立しておらず、石綿新法の施行や石綿健康相談の増加により、保健所や産業保健現場等の様々な場面で、石綿ばく露歴調査に携わる機会が増加してきています。そのような場合でも最低限必要な事項に対応できるように、この手引では石綿製品や作業の基本的な内容を説明しています。本手引を使用し、石綿関連の作業、石綿製品、ばく露要因等を把握していただくことにより、上記1, 3の課題について、一定の部分をカバーできることを期待しています。